

現場代理人の常駐義務に関する特記仕様書

1 現場代理人の常駐義務緩和措置

◇ 常駐を免除することができる期間

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 水管橋、配水ポンプ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 現場が完了（必要書類提出）した後、竣工検査までの期間

2 現場代理人の兼任

◇ 兼任が認められる条件

新潟市水道局発注工事で、下記のいずれかの条件に該当する場合
(ただし、2件まで)

- ① 2件とも当初契約額が1,000万円未満の工事である場合
- ② 隣接・近接する工事の場合^{※1}
- ③ 現場作業の無い期間が1カ月以上継続する工事と別の工事の場合^{※2}
- ④ 工場製作のみが1カ月以上継続する工事と別の工事の場合^{※2}

※1 現場代理人が一体的に管理できる範囲内の工事で、現場間の距離が1工区程度（200m～300mを目安）以内の工事とします

※2 兼任が可能な期間は、現場作業がない期間または工場製作のみの期間とします。